

昭和47年度地方財政計画

(単位・億円)

国内経済要録

◇昭和47年度一般会計予算の政府修正(減額修正)について

政府は2月26日の臨時閣議で、1月28日に国会提出済みの昭和47年度一般会計予算(政府案)の政府修正(減額修正)を決定、即日予算修正書を国会に提出した。

修正の内容は、歳出面で航空機購入費および装備品等整備諸費27.9億円を削減、これと見合いに歳入面でも国有財産売払収入を同額引き落とすもので、この結果予算総額は当初の11兆4,704億円から11兆4,677億円に縮小することとなった(修正額が小規模のため、一般会計予算ならびに一般会計・財投純計の伸び率および国債依存度等には変更なし)。

なお、予算の政府修正はこれまで昭和23年度(増額修正)、同24年度(特別会計の名称変更)にみられたのみで、今回のような減額修正は戦後はじめてのことである。

◇昭和47年度の地方財政計画について

政府は2月18日の閣議において、昭和47年度地方財政計画(地方公共団体がその財政運営の指針とする計画)を了承した。その概要は次のとおり。

- (1) 計画規模は、11兆7,498億円。46年度比増加率は、20.9%(ただし47年度から新たに加わった沖繩分を除くと、46年度比+19.8%)と36年度(+24.3%)以来の高い伸び。
 - (2) 歳入面の特色としては、地方税が景気の停滞を映じた税収伸び悩みに加え、1,053億円に上る減税もあって、46年度比+7.7%と46年度(+20.2%)に比し伸び率が大幅に鈍化している。このような財源難に対処するため、地方交付税において、当初の自然増収に臨時地方特例交付金(1,050億円)、交付税等特別会計借入金(1,600億円)および臨時沖繩特別交付金(365億円)を新たに追加した(この結果、地方交付税の46年度比伸び率は21.9%)ほか、地方債発行を総額9,379億円と前年比はほぼ倍増とした。なお、歳入総額に占める地方債収入の比率は前年度計画の4.6%から8.0%に上昇。
- また、国の財政の重点が公共事業の拡大と社会保障の充実に向けられていることを反映し、国庫支出金は前年度比+27.3%と高い伸びを示している。
- (3) 歳出面では、投資的経費が46年度比+25.7%と大幅増加となったが、これは国の公共投資の拡大に伴い地方負担が著しい増大を示したほか、地方単独事業も46

項 目	47年度 計 画	46年度計画比		46年度 の対前 年度比 増加率	
		増加額	増加率		
歳 入	地 方 税	43,668	3,118	7.7	20.2
	地 方 譲 与 税	1,632	284	21.1	22.9
	地 方 交 付 税	24,939	4,475	21.9	20.9
	国 庫 支 出 金	30,480	6,545	27.3	17.9
	地 方 債	9,379	4,908	109.8	23.1
	その他とも計	117,498	20,326	20.9	19.6
歳 出	給 与 関 係 経 費	35,208	5,308	17.8	18.5
	一 般 行 政 経 費	25,135	3,992	18.9	19.6
	公 債 費	4,647	999	27.4	18.0
	投 資 的 経 費	46,021	9,408	25.7	20.4
	(直轄事業負担金)	(1,788)	(377)	(26.8)	(24.2)
	(公共事業費)	(23,521)	(5,329)	(29.3)	(21.0)
	(失業対策費)	(685)	(9)	(1.4)	([△] 1.4)
	(一般事業費)	(8,742)	(1,470)	(20.2)	(21.9)
	(特別事業費)	(11,285)	(2,223)	(24.5)	(22.6)
	公営企業繰出金	1,931	329	20.5	18.8
その他とも計	117,498	20,326	20.9	19.6	

(注) 昭和47年度の歳入歳出には沖繩分が含まれている。

年度並みの伸びを維持したことによる。

一方、地方財政硬直化の主因であった給与関係費は、46年度比+17.8%と引き続きかなり高水準ながら、一般職員を中心とする配置の合理化もあって、46年度の伸び(+18.5%)を下回った。

公債費は上記のような地方債の発行増を映じて、46年度比+27.4%の高い伸びとなっている。

◇外貨集中制度の廃止について

大蔵省では最近のわが国における国際収支の状況にかんがみ、外貨集中制度を廃止することとし、関係法令の改正をまって実施することを決めた。

今回の措置の概要は次のとおり

(1) 居住者の外貨集中制度の廃止

従来、居住者は取得した外貨を1か月以内(商社については最長6か月)に外国為替公認銀行等に集中しなければならなかったが、この制度を全面的に廃止し、自由な保有を認める。

また、両替商および郵政官署についても、顧客から買い取った外貨を外国為替公認銀行に売却しなければならなかったが、この制度も廃止する。

(2) 一般居住者の外貨預金勘定の開設

一般居住者が外国為替公認銀行に外貨預金勘定を自由に開設することを認める。ただし、その開設は本邦内店舗に限り、その預入および払出しについては許可、承認または確認を受けることが必要である。

(3) 非居住者の外貨預金勘定の開設

非居住者が自由円勘定等の円預金勘定のほかに、外貨預金勘定を外国為替公認銀行に自由に開設することを認める。ただし、その預入および払出しについては許可、承認または確認を受けることが必要である。なお、本邦への債権回収義務および外国為替公認銀行の外国為替高規制については従来どおりとする。

の資金不足を補うという趣旨で設けられていたが、一応の目的は達成され、情勢も変化したとの理由から、2月25日以降新規の契約を一時中止することとした。

種 類	改 訂 後	改 訂 前
定期預金 1 年	年 7.30 %	年 7.50 %
6 か月	6.50	7.00
3 か月	5.50	6.00
普通預金	2.50	3.50
通知預金	4.00	5.25

◇輸出前受け金の再規制について

大蔵省では、最近におけるわが国の外貨準備状況等にかんがみ、本年1月6日以降廃止していた一般企業に対する輸出前受け金受入れ規制を2月25日以降復活することとした。この結果、1件1万ドル以上の輸出前受け金に関する為替銀行の買為替は臨時特例省令により要許可事項となり、実質的に廃止されることとなった。

◇全国信用金庫連合会、系統預金金利を引下げ

全国信用金庫連合会は2月24日の理事会で、単位信用金庫から受け入れる預金の金利を4月1日から引き下げることを決定した。主要預金の金利改訂状況は別表のとおり。

なお、積立定期預金については、全国信用金庫連合会

◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変動に伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

	信用状つき		信用状なし	
	3 か月 以 上	4 か月 以 上	3 か月 以 上	4 か月 以 上
改 訂 前	6.625 %	6.625 %	6.875 %	6.875 %
2 月 1 日以降	6.500	6.625	6.750	6.875
2 月 3 日 ♪	6.500	6.500	6.750	6.750
2 月 10 日 ♪	6.250	6.375	6.500	6.625
2 月 21 日 ♪	6.125	6.250	6.375	6.500
2 月 28 日 ♪	6.250	6.375	6.500	6.625
3 月 3 日 ♪	6.375	6.375	6.625	6.625